

労災医科診療行為マスター 登録内容の一部訂正

平成26年2月4日

診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
101801010	はり・きゅう(1術) ^{※1}	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用
101801020	はり・きゅう(2術) ^{※2}	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用
101801030	施術加算	3(追加)		新設		平成25年6月診療分から適用

※ 改訂分ファイルについては、改訂をしたレコードのすべての項目を記載しています。

※1 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改訂に伴い、平成25年6月1日から平成25年6月30日の施術の場合は、2510円となります。

※2 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改訂に伴い、平成25年6月1日から平成25年6月30日の施術の場合は、3940円となります。